

8 事業制度の紹介

1) 災害応急用ポンプの貸出

集中豪雨などによる湛水の排水や、干ばつ時の用水補給など、次のような場合に関東農政局土地改良技術事務所から借受できます。

	使用目的等	借受対象者	貸付期間
1	災害応急対策及び干ばつ時などの用水補給に使用	災害の応急復旧などを行う者	災害応急用ポンプの必要な期間で、原則として貸付開始の日から1年以内
2	土地改良事業などの農林水産省所掌事業に関する工事に使用	当該工事を行う者	
3	教育・試験・研究に関して使用	地方公共団体・土地改良区（連合）及び農業協同組合（連合）	

①費用

無償で借受できますが、貸付されたポンプの運搬、据付、管理は全て借受者の負担となります。

※ 土地改良技術事務所における貸出し及び返却の作業は、所有しているフォークリフトで資格を持った職員にお手伝い頂けます。

②貸出し続きの流れ

